別表十八の二付表三の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、連結親法人が法第81条の19第4項又は第6項（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十九の表を次のように改める。

別表十九　退職年金等積立金に係る申告書－退職年金業務等を行う法人の分

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長　殿	※税務署処理欄	
納税地	電話（　）　－		
（ふりがな） 法人名			
（ふりがな） 代表者 自署押印			
代表者住所			
経理責任者 自署押印			
事業種目			
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円		

平成　年　月　日
平成　年　月　日　事業年度分の　申告書

退職年金等積立金額 (2)＋(3)＋(4)＋(5)＋(6)＋(7)＋(8)＋(9)		1	円	分割等により引継ぎをした場合の課税退職年金等積立金額の計算	分割法人等の引継ぎ前の退職年金等積立金額	14	円
同上の内訳	厚生年金基金契約分	2			(14)　の　12　相当額	15	
	確定給付年金資産管理運用契約分	3			分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額	16	
	確定給付年金基金資産運用契約分	4			(16)　の　12　相当額	17	
	確定拠出年金資産管理契約分	5			課税退職年金等積立金額 (15)＋(17)	18	
	個人型年金に係る分	6		合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額の計算	合併法人等の退職年金等積立金額	19	
	勤労者財産形成給付契約分	7			(19)　の　12　相当額	20	
	勤労者財産形成基金給付契約分	8			被合併法人等から引き継いだ退職年金等積立金額	21	
	適格退職年金契約分	9			(21)　の　12　相当額	22	
課税退職年金等積立金額 (1)×12		10			課税退職年金等積立金額 (20)＋(22)	23	
法人税額 (((10)、(18)又は(23))の1％相当額)		11		この申告が修正申告である場合	この申告前の	退職年金等積立金額	24	
中間申告分の法人税額		12				課税退職年金等積立金額	25	
差引この申告により納付すべき法人税額 (11)－(12)		13				分割等により引継ぎをした場合の課税退職年金等積立金額	26	
旧納税地及び 旧法人名等						合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額	27	
						法人税額	28	
					この申告により納付すべき法人税額 (13)－(28)		29	
				中間申告の場合にはその計算期間			平成　年　月　日 平成　年　月　日	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）